

## 経済教室

松岡 久和 京都大学教授

○時代の変化に即しルールの透明性を向上  
○契約ルールの視点は消費者保護に限らず  
○内容はやや保守的で今後の運用が重要なに

(債権関係)部会は5年あま  
りの審議を経て、民法改正の  
要綱案を決定した。契約に関する規定は制定以来、実質的な改定がほとんどなく、今回  
は約20項目に及ぶ約120年ぶりの大改定である。

これまで改正せずにすんだのは、裁判所による規定の柔軟な解釈運用で新しいルール(判例準則)がつくれ、時代の要請に巧みに応えてきたからである。しかし、判例準則は民法の規定を読んでもわ

分は歴史的ないまじみによるもので、合理的な理由がない。複雑多岐な期間の存在が債権の管理に困難をしている。

時効期間の単純化には当初

効もある。しかし、これらの区分は歴史的ないまじみによるもので、合理的な理由がない。複雑多岐な期間の存在が債権の管理に困難をしている。

時効期間の単純化には当初



# 民法改正商取引に変化も

## 時効や保証に留意点

### 「消費者保護」の評価は疑問

このつした問題点を総点検し、社会・経済の変化に対応して国民にわかりやすいようルールの透明性を高めることが、改正の中心的な趣旨である。判例準則を取り込む改正は従来のルールから柔軟的な変更はない。注意が必要なのはルール自体を変える改正である。以下では大きなトピックを4つ取り上げる。

世界的な期間短縮の方向を重

から賛成が多かった。しかし

受けたと称する悪徳業者が、支払いを重ねて請求しつづけるのがありつるからである。法定

この点への対処は、消費者法の改正に期待したい。

第二に、法定利率である。

利息や遅延損害金の利率を契約で定めていなければ法定

率が適用される。現行法では年5%、商法では年6%の固定制である。これは高い

フレアがあった120年前の状

第三に、債務の個人保証で

ある。個人の保証人が予想外の多額の保証債務の支払いに

によって生活の破滅に陥ること

が社会問題となつてしまつた。

一方で、保証契約は担保を設

定できる不動産を持たない債

務者が融資を受けるために重

要な役割を果たしている。そ

のため一律の禁止は融資を

受けの機会を失わせることが

規定がなく、世界の多くの国

に比べて遅れている。

民法に約款規制を設けると

事業者間取引に混乱や停滞を

招くおそれがあるなどとして

経済界の一部が強く反対し、

裁判所の解釈運用か、今後の

民法の再改正や特別法の改正

に委ねられることになる。

まず対象は、契約ひな型な

交渉による変更の余地のあるものを除き、「定期取引」に

第一に、金銭の支払いを求める権利などの債権の消滅時効に関する改正である。原則的な消滅時効期間は現行の民法では10年、企業間取引など新法では5年である。さうい

うと同様に、一定類型の保証

は契約の拘束力を明示した。一方、信義則に反し相手方の利益を一方的に害する条項には契約内容とならないとして定めた場合の損害賠償権の時効は、契約から生じれば10年、不法行為から生じれば3年または20年である。生命・身体は厚く保護されるべきであり、契約の無効期間が異なるのも適当でないため、改正案は5年または20年とした。

消費者に関する取引で、従来1~3年で生じていた領収書の保管期間が5年に延びるは要注意である。支払いの4~5年後になって、取引記録の保有者から債権を譲り

受けたと称する悪徳業者が、支払いを重ねて請求しつづけるのがありつるからである。法定

この点への対処は、消費者法の改正に期待したい。

第二に、法定利率である。

利息や遅延損害金の利率を契約で定めていなければ法定

率が適用される。現行法では年5%、商法では年6%の

固定制である。これは高い

フレアがあった120年前の状

第三に、債務の個人保証で

ある。個人の保証人が予想外の多額の保証債務の支払いに

によって生活の破滅に陥ること

が社会問題となつてしまつた。

一方で、保証契約は担保を設

定できる不動産を持たない債

務者が融資を受けるために重

要な役割を果たしている。そ

のため一律の禁止は融資を

受けの機会を失わせることが

規定がなく、世界の多くの国

に比べて遅れている。

民法に約款規制を設けると

事業者間取引に混乱や停滞を

招くおそれがあるなどとして

経済界の一部が強く反対し、

裁判所の解釈運用か、今後の

民法の再改正や特別法の改正

に委ねられることになる。

まず対象は、契約ひな型な

交渉による変更の余地のある

ものを除き、「定期取引」に

生じる。京大院中退。専門は

56年